お知らせ 民 年 金 だ よ り

むつ年金事務所 ☎22-2278

会社を退職(失業)された方へ 国民年金への変更手続きはお済みですか?

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職(失業)されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

- ※勤務先を退職(失業)された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。
- ※退職(失業)して、会社員・公務員など厚生年金保険の被保険者である配偶者に扶養されている方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。
- ○手続きについて

役場国民年金担当窓口で手続きをしてください。

○手続きに必要なもの

年金手帳など、日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類。

○保険料額

国民年金の保険料は毎年度変わります。2019年度の月額保険料は、16.410円です。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、 電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が加算されるだけではなく、**納付義務のある方**※の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、担当までご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当:宮澤

軽自動車税(全期)、固定資産税(1期)の納期は、

5月31日(金)です。忘れずに納付しましょう!

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。 お気軽に住民福祉課税務係へご相談ください。

